

子育て応援ブック



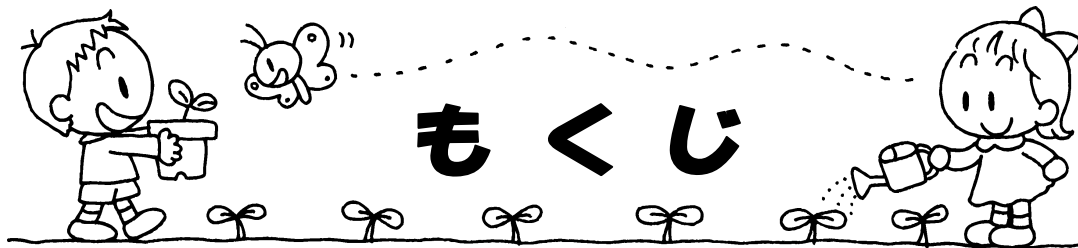
～発行元～

羽生市 こども家庭課

TEL:048-561-1121

ホームページ <http://www.city.hanyu.lg.jp/>

令和6年4月現在



妊娠 ～ 出産まで 1

- こども家庭センター
- 不妊治療費助成事業
- 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業
- 母子健康手帳
- 初回産科受診費用助成事業
- 出産応援給付金
- 妊婦健康診査
- 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
- ママパパクラス
- すくすくママサロン
- 子育て支援ヘルパー
- 出生届
- 産前産後国民年金保険料免除制度
- 産前産後国民健康保険税免除制度
- 出産育児一時金
- 児童手当
- 子ども医療費助成制度
- 未熟児養育医療費給付制度
- 子育て応援給付金
- 1か月児健康診査費助成事業
- 産後ケア事業
- 自立支援医療（育成医療）
- 難聴児補聴器購入費助成事業
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業



乳児 ～ 幼児まで 7

- 乳幼児健康診査
- 5歳児発達支援事業
- 予防接種について
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児相談
- 離乳食教室
- 2歳児歯科健診
- 歯科相談

- ・ブックスタート&セカンドブック関連事業
- ・おうち図書館

 **子どもを預かってほしい** **13**

- ・保育所・保育園・認定こども園
- ・一時保育
- ・病児保育事業
- ・ショートステイ事業
- ・ファミリー・サポート・センター
- ・私立幼稚園

 **子どもと一緒にでかけよう!** **16**

- ・地域子育て支援センター
- ・地域子育て支援拠点「こどもひろば」

 **小学校** **17**

- ・小学校
- ・就学援助費支給制度
- ・特別支援教育就学奨励費支給制度
- ・災害共済給付制度

 **放課後児童健全育成事業(学童)** **18**

 **中学校** **19**

 **子育ての悩み相談** **20**

- ・こども家庭センター
- ・家庭児童相談室
- ・児童相談ダイヤル
- ・親と子どもの悩みごと相談@埼玉 (LINE 相談)
- ・子どもスマイルネット
- ・上手にほめる子育て練習講座

 **ひとり親家庭等の支援** **21**

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・羽生市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ・羽生市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ・養育費公正証書等作成促進事業

 **障がいのあるお子さんのために** **22**

- ・身体障害者手帳

- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 障害児福祉手当
- 在宅重度心身障がい者手当
- 障がい福祉サービス
- 重度心身障がい者医療費
- 特別児童扶養手当



参考



24

- 羽生市子育てアプリ
- パパ・ママ応援ショップ
- 休日当番医
- こども医療でんわ相談
- 埼玉県救急電話相談（大人・小児）
- 市内の医療機関一覧

【妊娠～出産まで】



こども家庭センター

令和6年4月より、こども家庭課窓口で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

母子健康手帳の交付時に面談等で妊婦さん、産婦さんの色々な相談、子育て支援サービスの情報提供等を行います。不安や悩みごとなど、一人で抱えこまずにご相談下さい。

◎相談時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



不妊治療費助成事業

一般不妊治療、生殖補助医療または生殖補助医療に係る男性不妊治療を受けた方に対し、医療費（保険適用分）の一部を助成しています。

◎助成額 1回あたり限度額100,000円

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

不妊検査及び不育症検査を受けた方に対して、治療費の一部を助成しています。

◎助成額 1回あたりの限度額20,000円（それぞれ1回限り、35歳以上43歳未満）

1回あたりの限度額30,000円（それぞれ1回限り、35歳未満）

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



母子健康手帳

妊娠した時は、こども家庭センターに妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。手続きの際は、個人番号（マイナンバー）確認書類が必要です。

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守る大切なものです。妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等の記録に使用します。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



初回産科受診費用助成事業

低所得の妊婦さんを対象に初回産科受診料（補助上限1万円）を助成します。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



出産応援給付金

妊娠届出時の面談後に出産応援給付金の申請書をお渡しします。手続きの際は、申請書・本人確認書類のコピー・振込先口座のコピー（見開き1ページ目）が必要です。

- ・給付額 5万円

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



妊婦健康診査

母子健康手帳と同時に妊婦健康診査助成券をお渡しします。この助成券を使用すると、医療機関での健康診査費用等の一部が助成されます。（一部使用できない医療機関があります。）

なお、他の市町村から転入した場合、他の市町村へ転出した場合は助成券の交換が必要です。

- ・妊婦健康診査助成 14回
（診察・採血・超音波検査・子宮頸がん検査・HIV抗体検査 等）
- ・新生児聴覚スクリーニング検査助成 1回
- ・産婦健康診査助成 1回

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

多胎を妊娠している妊婦さんを対象に単胎の場合より追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、1回あたり5,000円（5回を限度）を助成します。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



ママパパクラス

ステキなママとパパになるための教室です。赤ちゃんとママの栄養と歯の講座、お友達作り、妊婦体験や赤ちゃん人形を用いた沐浴体験もできます。受講される方は、予約が必要です。詳しくは、広報はにゅう・ホームページ等をご覧ください。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



すくすくママサロン

妊娠・子育て中のママ達の交流の場です。授乳・体重増加等さまざまな悩みに対して、助産師・保健師が対応します。気軽にお越しください。

◎対象者：妊娠中の方～生後5か月のお子さんと母親

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



子育て支援ヘルパー

日中、家族等の援助が受けられず、日常生活に支障がある妊産婦のご家庭に対し、家事等のお手伝いを行います。

◎利用対象者：市内に住所を有する妊婦または産婦

（妊婦とは…母子健康手帳を取得した方。）

（産婦とは…出産翌日から6カ月未満の方。多胎出産は出産翌日から1年未満の方。）

★問合せ：社会福祉協議会



出生届

生まれた日を含め14日以内に名前を決めて、市民生活課に出生の届け出をしてください。出生届（出生証明書）、母子健康手帳が必要です。

★問合せ：市民生活課 市民係



産前産後国民年金保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠は最大6か月間）の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出が出来ます。

届出には、母子健康手帳が必要です。

★問合せ：国保年金課 後期高齢年金係



産前産後国民健康保険税免除制度

羽生市国民健康保険加入の方が出産する場合、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険税が免除になります。（課税状況によります。）

届出には母子健康手帳が必要です。

★問合せ：国保年金課 国保係



出産育児一時金

羽生市国民健康保険加入の方が出産した場合、50万円が支給されます。（産科医療補償制度加入医療機関等での出産ではない場合は、48.8万円になります。）また、死産・流産の場合も、妊娠12週（85日）以降であれば支給されます。

出産育児一時金は、原則として国保から医療機関に直接支払われます。医療保険が羽生市国民健康保険以外の方は、加入先の健康保険組合等にお問合せください。

★問合せ：国保年金課 国保係



児童手当

次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了前までの児童を養育している方に対し「児童手当」が支給されます。（手当は年に3回、6月・10月・2月に前4ヵ月分ずつ支払われます）公務員の方は、勤務先に申請してください。児童が施設に入所している場合はその施設の設置者や里親などへ支給します。

◎支給額

支給対象年齢区分	支給手当月額（1人あたり）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

◎所得制限があります。

所得制限に該当する家庭は特例給付として児童一人につき月額5,000円が支給されます。

◎令和4年6月分の児童手当から、所得上限限度額が設けられました。

所得額により、特例給付の支給がされない場合があります。

◎第3子は、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童の中で数えま

す。

◎誕生日や転入日（異動日）の翌日から15日以内に申請をしてください。

原則、手当は申請した翌月分から支給されます。出生届の提出だけでは支給されません。

◎令和6年10月分の児童手当から、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円、とする拡充が行われます。法案成立後、制度改正について周知します。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



子ども医療費助成制度

お子さんが病院にかかった医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。

支給対象年齢：通院・入院・・・満18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

（学校、保育所、幼稚園での怪我等で災害共済給付制度が該当となる場合は助成対象外です）

◎誕生日や転入日（異動日）の翌日から15日以内に申請をしてください。

出生届の提出だけでは資格登録ができません。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



未熟児養育医療費給付制度

身体の発育が未熟なまま出生した乳児を対象とし、指定された医療機関で受診した入院医療費（保険診療分）の公費負担を行います。

◎対象 出生時の体重が2,000グラム以下あるいは、医師が入院養育を必要と認めた乳児

◎対象年齢 満1歳の誕生日の前々日まで

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



子育て応援給付金

乳児家庭全戸訪問を受けた方に子育て応援給付金の申請書をお渡しします。手続きの際は、申請書・本人確認書類のコピー・振込先口座のコピー（見開き1ページ目）が必要です。

・給付額 新生児1人あたり5万円

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



1か月児健康診査費助成事業

1か月児健康診査を受けた方に1か月児健康診査費助成金交付申請書をお渡しします。手続きの際は、申請書・領収書のコピーまたは当該健診の記録が記載されたページの写し・母子健康手帳の記録が記載されたページの写し・振込口座の写しが必要です。

・助成額 1人あたり上限4,000円

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



産後ケア事業

出産後、安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、休養等のサポートをします。

◎サービスの種類：①宿泊型、②デイサービス型、③訪問型

◎利用対象者：産後の育児に不安を感じていて、ご家族などから育児等の援助を受けられない市内に住所を有する産後1年以内（①、②は4か月未満）のお子さんと母親

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



自立支援医療(育成医療)

18歳未満で、身体に障がいのある児童、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患のある児童で、確実な治療効果が期待できると認められる場合、指定自立支援医療機関での治療に対し、医療費の一部を助成します。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）を対象に、補聴器購入費の一部を助成します。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等（18歳未満）を対象に、日常生活用具購入費の一部を助成します。

（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達まで）

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係

【乳児～幼児まで】



乳幼児健康診査

4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月のお子さんの成長、発達を定期的に確認します。

対象者には通知しますので、健診日には「母子健康手帳」と「通知書等」を持参のうえ、受診してください。（会場：保健センター）

対象者	健診内容
4か月児	身体計測、診察（内科）、発育・発達チェック、育児相談、母乳相談など
10か月児	身体計測、診察（内科）、発育・発達チェック、育児相談、離乳食相談、母乳相談など
1歳6か月児	身体計測、診察（内科・歯科）、発育・発達チェック、育児相談、栄養相談、歯磨き指導、フッ化物塗布など
3歳6か月児	身体計測、診察（内科・歯科）、目の検査、尿検査、発育・発達チェック、育児相談、歯磨き指導など

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



5歳児発達支援事業

5歳になると、保育園や幼稚園などで集団生活をするお子さんが増え、それまで家庭で気づきにくかったお子さんの不得意な面やお子さん自身がうまく対応できないと感じるところが見えてくる時期です。

5歳児（年中児）のいる保護者の方にお子さんの発達や気になること、心配なことについて質問票にお答えいただき、お子さんの個性を伸ばす関わりを一緒に考えていきます。

また、専門のスタッフが幼稚園や保育園に出向いて相談させていただく場合もあります。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



予防接種について

予防接種の必要性を理解した上で、お子さんの体調の良い時に受けましょう。

乳幼児期の予防接種

ワクチン名	接種回数	実施年齢	備考
口タウウイルス	2回又は3回	生後2か月～生後24週 又は生後32週	ワクチンの種類により、回数が異なる 初回接種は、生後14週6日までに 行う
BCG	1回	1歳の誕生日の前日	(標準的には5か月～8か月)
<u>小児用肺炎球菌</u>	<u>1～4回</u>	<u>生後2か月～5歳の誕生日の前日</u>	<u>接種開始年齢により、回数が異なる</u>
<u>五種混合 ※1</u> (<u>ジフテリア・百日ぜき・</u> <u>不活化ポリオ・破傷風・ヒ</u> <u>ブ</u>)	<u>初回 3回</u> <u>追加 1回</u>	<u>生後2か月～</u> <u>7歳6か月の前日</u>	<u>初回：20日以上の間隔をあける</u> <u>追加：初回終了後から6か月以上あ</u> <u>ける(標準的には6か月～18か月)</u>
<u>四種混合※1</u> (<u>ジフテリア・百日ぜき・</u> <u>不活化ポリオ・破傷風</u>)	<u>初回 3回</u> <u>追加 1回</u>	<u>生後2か月～</u> <u>7歳6か月の前日</u>	<u>初回：20日以上の間隔をあける</u> <u>追加：初回終了後から6か月以上あ</u> <u>ける(標準的には12か月～18か月)</u>
<u>ヒブ※1</u>	<u>1～4回</u>	<u>生後2か月～5歳の誕生日の前日</u>	<u>接種開始年齢により、回数が異なる</u>
<u>不活化ポリオ</u> (<u>三種混合を接種されてい</u> <u>た方</u>)	1～4回	生後3か月～ 7歳6か月の前日	生ポリオを接種している回数で、不活化 ポリオワクチンの接種回数が異なります。 詳しくは、健康づくり推進課までお 問い合わせください。
B型肝炎	初回 2回 追加 1回	1歳の誕生日の前日	初回：27日以上の間隔をあける 追加：1回目接種から139日以上あ ける
MR混合 (麻しん・風しん)	1期 1回	1歳～2歳の誕生日の 前日	
	2期 1回	R6年度対象者 H30.4.2～H31.4.1 生 まれ	公費対象期間は R6.4.1～R7.3.31 まで
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳～3歳の 誕生日の前日	1回目と2回目は3か月以上あける (標準的には6か月～12か月)
日本脳炎 1期	初回 2回 追加 1回	3歳～7歳6か月に なる前日 ※2	初回：6日以上の間隔をあける 追加：初回終了後から6か月以上あ ける(標準的にはおおむね1年)

※1 五種混合は、四種混合にヒブが加わったものです。令和6年4月から接種が開始されます。
また、五種混合は、四種混合とヒブの接種歴がない方が対象です。四種混合とヒブの接種歴が
ある方は同じワクチンで接種を完了します。

※2 H7.4.2～H19.4.1 生まれの方は20歳になる前日まで接種可能です。

小学生以降の予防接種

ワクチン名	接種回数	実施年齢	備考
日本脳炎 2期	1回	9歳～13歳の誕生日の前日 ※1	小学校3年生と高校3年生に予診票を郵送します。
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳～13歳の誕生日の前日まで	小学校6年生に予診票を郵送します。
ヒトパピローマウイルス (HPV) ※2	2回または 3回※3	(定期接種) 中学校1年生～ 高校1年生相当の女子 (キャッチアップ接種) ・H9年度～H17年度 生、H18・19年度生 の女子 ・実施期限はR7. 3. 31まで	中学校1年生に予診票を郵送します。

※1 H7.4.2～H19.4.1 生まれの方は20歳になる前日まで接種可能です。

※2 主に子宮頸がん予防の効果が期待できます。

※3 シルガード9で15歳前に1回目の接種をした場合は、2回で完了します。

【予診票の送付時期】 生後2か月頃に予診票の綴りを郵送します。

【接種方法】 医療機関での個別接種

【接種費用】 対象となる年齢の方は、無料です。

詳しい接種間隔や実施医療機関については、送付通知や羽生市ホームページをご覧ください。

【転入された方】 羽生市の予診票と差し替える必要がありますので、母子健康手帳を持参の上、健康づくり推進課の窓口にお越しください。

その他の予防接種

ワクチン名	接種回数	実施年齢	備考
インフルエンザ	2回	0歳～小学校6年生	10月～1月にかけて実施します。予診票は郵送又は学校にて配布します。自己負担額は1,000円です。(ただし、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料です。)
	1回	中学校1～3年生	
羽生市特別の理由により、免疫が消失した子に対する任意予防接種			特別の理由により免疫が消失し、すでに接種済の予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、再度予防接種を受ける場合に、接種費用を羽生市が助成するものです。詳しくは、健康づくり推進課までお問い合わせください。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



令和6年度以降の羽生市の予防接種標準的スケジュール(7歳6か月まで接種可能な予防接種)

R6.1現在

	出生時	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳6か月	
接種済み <input checked="" type="checkbox"/>																			
ロタワクチン (ロタリックス)		○※1	○																
ロタワクチン (ロタテック)		○※1	○	○															
B型肝炎		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
五種混合 ※2 (※R6.4.1以降に開始した場合のみ適用)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
四種混合 ※2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ヒ7 (Hib) ※2 (2~7か月前日で開始)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7か月から1歳になる前日までに開始した場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1歳以上で開始した場合																			
小児肺炎球菌 (2~7か月前日で開始)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7か月から1歳になる前日までに開始した場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1~2歳になる前日までに開始した場合																			
2~5歳の前日に開始した場合																			
BCG																			
麻しん風しん (MR)																			
水痘																			
日本脳炎																			

口外は、1回目は14週6日後までに接種します

生後6週から生後32週まで接種可能

生後6週から生後24週まで接種可能

1歳になる前日まで接種可能 (3回目は、1回目接種後から439日以上あけて接種)

(90か月(7歳6か月)になる前日)まで接種可

(90か月(7歳6か月)になる前日)まで接種可

(5歳前日まで接種可)

接種間隔は、接種前に再確認してください

2回目終了後、7か月以上(標準的には13か月まで)あけて1回接種

3回目終了後、7か月以上(標準的には13か月まで)あけて1回接種

3回目終了後、60日以上あけて、かつ生後12か月に至った日以降に接種

60日以上あけて2回接種

1歳になる前日まで接種可能 (標準的な接種期間は生後5か月~生後8か月に達するまでの期間)

1歳になる前日まで接種可能

1歳になる前日まで接種可能

1歳になる前日まで接種可能

7回目は、1回目終了後3か月以上(標準的には6か月)あけて接種

3回目は、2回目終了後6か月以上(標準的にはおおむね1年)あけて接種

2期

小学校就学前の3月31日まで

〇生ワクチン ●不活化ワクチン

〇生ワクチン ●不活化ワクチン

〇生ワクチン ●不活化ワクチン

〇生ワクチン ●不活化ワクチン

※1 初回接種については、出生14週6日までに完了すること。(出生15週以降の安全性が確立されていないため)

※2 令和6年4月から混合は、五種混合ワクチンとヒブワクチンとの接種も可能です。(同じワクチンで完了します)

※3 初回2回目及び3回目の接種は生後12か月までに行い、それを超えた場合は行わない。(追加接種は可能)

※4 初回2回目の接種は生後12か月までに行い、それを超えた場合は行わない。(追加接種は可能)

※5 初回2回目及び3回目の接種は24か月までに行い、それを超えた場合は行わない。また、初回2回目の接種は生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わない。(それぞれ、追加接種は可能)

※6 初回2回目は生後24か月までに行い、それを超えた場合は行わない。(追加接種は可能)

ここに示したスケジュールは大体の目安です。各ワクチンにより、無料となる期間が異なりますので説明書をよく読み、接種できる年齢になりましたら、体調の良い時に、早めに接種しましょう。

羽生市子ども家庭課 母子保健係 561-1121

- ◎予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- ◎特に生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていく時に赤ちゃんがかかりやすい感染症から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- ◎生後2か月になったらワクチンデビューをしましょう



こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までのお子さんのいる全ご家庭へ保健師・助産師等が訪問し、子育ての様々な不安や悩みをお聞きします。また、子育てに関する情報提供等を行うとともに、楽しい子育てができるよう育児や産後の生活などの相談をお受けいたします。お子さんがお生まれになりましたら、生まれた時のご様子をお知らせいただきたいので、こども家庭課までなるべく早く出生連絡票をご提出ください。

☆出生連絡票 妊婦健康診査助成券に添付されています。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



乳幼児相談

お子さんのことで気になること、心配なこと、育児の不安などについてお気軽にご相談ください。電話でご予約のうえお越しください。電話相談も随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



離乳食教室

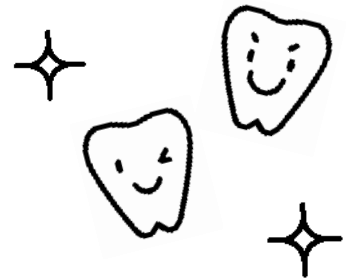
お子さんの離乳食のことで悩みや心配のある方やこれから離乳食を始める方を対象に、離乳食の作り方や食べさせ方等の相談会を行っています。詳しい日程は、広報はにゅう等をご覧ください。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



2歳児歯科健診

2歳6か月児のお子さんを対象に、歯の健康を守るため、歯科健診と歯みがき指導、フッ化物塗布を行っています。対象者には通知します。



★問合せ：こども家庭課 母子保健係



歯科相談

歯とお口で気になることの相談や歯みがき指導などを行っています。
電話でご予約のうえ、お越しください。詳しい日程は広報はにゅう等をご覧ください。

★問合せ：健康づくり推進課 健康づくり推進係



ブックスタート&セカンドブック関連事業

ブックスタートは、親子のふれあいを深め、絵本に親しんでもらうため、赤ちゃんに絵本をプレゼントする事業です。羽生市では10か月児の健康診査時に絵本と図書館利用案内などを手渡しています。

また、ブックスタートのフォローアップ事業として、3歳6か月児の健康診査時に絵本を手渡し、親子で読書への関心を高める取組としてセカンドブック事業を実施しています。親子でのコミュニケーションをとる一環として図書館、絵本をぜひご活用ください。

また、羽生市立図書館では、毎月第1・3金曜日の午前10時～12時まで赤ちゃんとその保護者の方が気兼ねなくお越しいただけるように「赤ちゃんタイム」を実施しています。

同時時間帯の「ちいさなおはなし会」の前後に2階視聴覚室も開放していますので、絵本の読み聞かせなどの親子のふれあいや保護者様同士の交流の場としてご活用ください。

〇ちいさなおはなし会

日時 第1・3金曜日 午前10時30分～（30分程度）

場所 市図書館2階視聴覚室

対象 乳幼児とその保護者

内容 手遊び、わらべうた、絵本の読み聞かせなど



★問合せ：羽生市図書館 561-8233



おうち図書館

いつでも本に触れることができる読書コーナーがあったら、自然に本好きの子に育ちそう・・・子どもの目のつくところ、手の届くところに本がある「おうち図書館」を作ってみませんか。リビングの一角に、子ども部屋に、階段下に、クローゼットに、ちょっとしたスペースにお気に入りの本を並べて親子で読書を楽しみましょう。

★問合せ：生涯学習課 生涯学習係

【子どもを預かってほしい】



保育所・保育園・認定こども園

保護者の就労・疾病等により家庭において児童を保育することができない、さらに、家庭でほかに保育する人がいない場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施します。

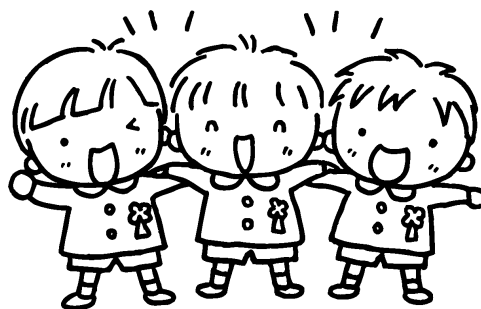
※保育料（0～2歳児のみ）は、保護者の住民税額に応じて異なります。

◎公立保育所

保育所名	所在地	定員 (人)	申込可能 年齢	標準保育時間 (短時間)	延長保育		電話番号
					朝	夕方	
第1保育所	中央 1-3-23	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	561-3572
第3保育所	北 2-5-22	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	561-1021
第6保育所	下新田 113	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	561-8795
第7保育所	下岩瀬 731-2	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	561-9288

◎私立保育園

保育所名	所在地	定員 (人)	申込可能 年齢	標準保育時間 (短時間)	延長保育		電話番号
					朝	夕方	
いずみ保育園	藤井下組 1013-1	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	565-2020
須影保育園	須影 757	150	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	561-1029



◎認定こども園

保育所名	所在地	定員 (人)	申込可能 年齢	標準保育時間 (短時間)	延長保育		電話番号
					朝	夕方	
きむら 認定こども園	上手子林 76-3	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	565-2114
とねの会 こども園	上川俣87	250	生後 3ヶ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	561-6200
認定こども園 建福寺幼稚園	南1-3-12	120	1歳児～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	561-2209
かなくぼこども園キラリ	北荻島 430-1	90	生後 5ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	19:00	565-3675

※保育時間（延長保育含む）については、月齢によって異なる場合があります。

★問合せ：児童保育課 児童保育係



一時保育

公立保育所では、保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭などの理由により家庭で児童の保育が一時的にできないとき、保育を行います。

（公立保育所にて受け入れ可能な日に、保育を行います。）

◎対象児童 市内に住所を有し、保育所(園)及び幼稚園に通っていない児童で、かつ満1歳～小学校就学前までの児童

◎保育時間等 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分
（土曜日は、第3保育所と第7保育所のみ）

◎利用料金 児童1人あたり 日額 1,500円



※私立保育園及び認定こども園でも一時保育を実施しています。

詳しくは各園にお問い合わせください。

★問合せ：児童保育課 児童保育係



病児保育事業

お子さんが傷病により、保育所等に預けることができない場合で、保護者が就労または疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で、家庭での保育が困難な時に病児保育施設でお預かりします。

◎対象児童 市内に住所を有し、保育施設等又は小学校に通う生後6か月から小学3年生で病児保育の利用が可能であると医師が認めた児童

◎保育時間等 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 午前8時～午後6時まで

◎利用料金 日額 2,000円

★問合せ：児童保育課 児童保育係



ショートステイ事業

市内在住の児童で、一時的に家庭での養育が困難になった児童を、児童福祉施設で養育します。養育期間は、原則として7日間以内です。

※利用を希望する方は、事前にこども家庭課までご相談ください。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を依頼したい人を会員として、会員間の育児の援助活動を行います。

※会員登録が必要になります。

- ◎対象者
 - ・羽生市在住、在勤の方
 - ・生後6ヵ月以上～12歳（小学6年生修了まで）の児童
- ◎支援内容
 - ・保育園、幼稚園、小学校及び学童保育室（放課後児童クラブ）等の開始時間・終了後の子どもの預かり
 - ・保育園、幼稚園、小学校及び学童保育室（放課後児童クラブ）等への送迎
 - ・冠婚葬祭や学校行事等で外出する際の子どもの預かり
 - ・その他、子育て支援のために必要な援助
- ◎活動報酬
 - ・月曜日～金曜日 午前7時～午後7時まで 30分300円
 - ・上記の時間外 30分400円
 - ・土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 30分400円

★問合せ：社会福祉協議会



私立幼稚園

先生やたくさんのお友だちとの生活を通し、生きるための基礎となる力を身につけ成長する場です。

幼稚園名	所在地	電話番号
増子幼稚園	東2-4-41	561-0806
春山幼稚園	稲子37-1	561-1388

※入園前に保育料無償化のための手続きをする必要があります。（申請書は園又は市役所子育て支援課にあります。）

★申請に関する問合せ：児童保育課 児童保育係

※その他入園等に関するお問い合わせは、直接幼稚園にお願いします。

【子どもと一緒にでかけよう！】



地域子育て支援センター

就学前の子どもとその保護者を対象に、自由に遊び、交流できる場を提供しています。子育てに関する相談や、情報提供、講習など子育て支援のための事業を実施しています。

- ◎主な事業内容
- ・育児不安などについての相談
 - ・親子の交流の場の提供

名称	実施施設	電話番号	開園時間
なかよしひろば	きむら認定こども園 上手子林 76-3	565-2114	毎週 月～金 午前 10 時～午後 3 時
いずみっこくらぶ	いずみ保育園 藤井下組 1013-1	565-2021	毎週 月～金 午前 10 時～午後 3 時
ふたばくらぶ	須影保育園 須影 757	561-1029	毎週 月～金 午前 9 時 30 分～午後 2 時 30 分
ぶち ToNe	とねの会こども園 上川俣 87	561-6200	毎週 月～土 午前 8 時～午後 1 時

★詳しくは、各子育て支援センターへお問い合わせください。



地域子育て支援拠点「こどもひろば」

就学前の子どもとその保護者を対象に、子育て中の親子が気軽に集えるひろばです。親子での交流、子育ての不安・悩みの相談や子育てに関する情報提供を実施しています。

名称	所在地	電話番号	開館時間
こどもひろば	中央 3-7-5 市民プラザ内	561-7750	月～火、木～日 (水曜日、市民プラザ施設点検日、 年末年始等は休館) 午前 10 時 ~ 午後 4 時 (第 3 木曜のみ午後 3 時まで)

★問合せ：児童保育課 児童保育係またはこどもひろば

- ※子育て支援講座中は予約の方のみの利用となります。
- ※開設状況等が変更となる場合があります。



【小学校】



小学校

市内には、公立小学校が11校あります。

入学する前年の10月中に就学時の健康診断が各学校ごとに実施されますので、必ず受診してください。受診されない場合は、後日医療機関等において受診することとなります。

入学通知書は1月中に送付します。それ以降住所を変更される方は、あらかじめご連絡ください。市内各小学校の所在地・電話番号・通学区は以下のとおりです。

学校名	所在地	電話番号	通学区
羽生北小学校	北 2-1-1	561-0058	中央 1.2.3(一部).4丁目・西 1.4.5 丁目・北 1.2.3 丁目・東 2.3(一部).4 丁目・羽生
新郷第一小学校	上新郷 5716	561-0409	上新郷・下新田(一部)
新郷第二小学校	下新郷 1099	561-0778	下新郷・下新田(一部)
須影小学校	須影 672	561-0666	南羽生 1(一部).3(一部).4 丁目・下川崎・上川崎・須影・砂山・加羽ヶ崎・秀安・下羽生・川崎 1.2 丁目
岩瀬小学校	上岩瀬 1756	561-0803	上岩瀬・中岩瀬・下岩瀬・小松・桑崎・小松台 1.2 丁目
川俣小学校	本川俣 629	561-1006	東 3(一部) 丁目・上川俣・稲子・本川俣・小須賀
井泉小学校	藤井上組 270	565-2320	東 9(一部) 丁目・今泉・発戸・藤井上組・藤井下組・尾崎・北袋・大沼 1 丁目
手子林小学校	下手子林 555	565-1069	南羽生 1(一部).2.3(一部) 丁目・上手子林・下手子林・中手子林・神戸・町屋・北荻島・大沼 2 丁目
三田ヶ谷小学校	弥勒 87	565-0008	三田ヶ谷・弥勒・喜右工門新田・与兵工新田・日野手新田
村君小学校	堤 107	565-0223	上村君・下村君・堤・名・常木
羽生南小学校	南 6-5-1	562-1901	上羽生・中央 3(一部).5 丁目・南 1~8 丁目・西 2.3 丁目・東 1.5~8.9(一部) 丁目

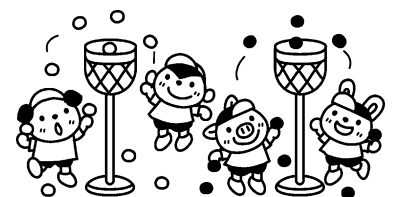
★問合せ：学校教育課 学事指導係



就学援助費支給制度

羽生市立小・中学校に就学している児童・生徒がいるご家庭で、経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助する制度です。

受給するためには、毎年度、申請する必要があります。



★問合せ：教育総務課 総務係



特別支援教育就学奨励費支給制度

羽生市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒、若しくは一定の障がいの程度に該当する児童・生徒がいる保護者に対し、学校でかかる費用の一部を給付する制度です。受給するためには、毎年度、申請することが必要です。

★問合せ：教育総務課 総務係



災害共済給付制度

小・中学校で起こった怪我等に対して医療費の給付を行う制度です。

給付額は、保険診療の医療費総額の4割の額（療養に要する費用の算定額＋療養に伴って要する費用）です。治療を受けた場合は、関係書類を学校へ提出することが必要です。

★問合せ：教育総務課 総務係

【放課後児童健全育成事業（学童）】



放課後児童健全育成事業(学童)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～6年生）が、放課後を過ごす施設です。

◎保育時間

- ・放課後～午後6時まで
- ・長期休業期間は午前8時30分～午後6時まで
- ※希望により延長保育可能（施設により異なる場合があります）



◎保育料

- ・住民税に応じて決定。最高月額8,000円
- ・おやつ代 月ごとに別途徴収
- ・保険代 年額を別途徴収

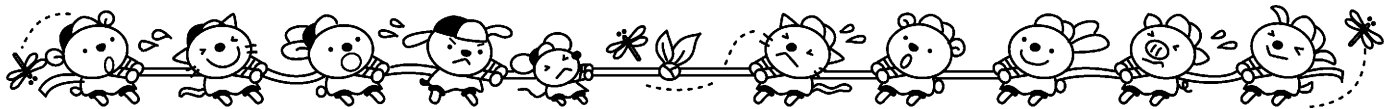
◎公立学童保育室

学童名	実施施設	定員	電話番号
羽生南第1学童保育室	南6-5-1（南小内）	30名	561-3599
羽生南第2学童保育室	南6-5-1（南小内）	30名	561-3599
羽生北第1学童保育室	北2-1-1（北小内）	50名	563-5013
羽生北第2学童保育室	北2-1-1（北小内）	30名	563-5013
岩瀬第1学童保育室	中岩瀬627-2	40名	563-4365
岩瀬第2学童保育室	中岩瀬627-2	40名	563-4365
新郷第1学童保育室	上新郷5716（新郷第一小内）	40名	561-1481
新郷第2学童保育室	下新郷1099（新郷第二小内）	40名	562-5130
川俣学童保育室	本川俣629（川俣小内）	30名	561-1070

◎民間学童保育室

学童名	実施施設	定員	電話番号
南羽生第1学童クラブ	上手子林 76-3 (きむら認定こども園内)	50名	565-2114
南羽生第2学童クラブ	上手子林 76-3 (きむら認定こども園内)	30名	565-2114
すかげ児童クラブ1	須影 745-5 (須影保育園内)	40名	561-1029
すかげ児童クラブ2	須影 745-5 (須影保育園内)	40名	561-1029
すかげ児童クラブ3	須影 757 (須影保育園内)	20名	561-1029
いずみ学童クラブ1	藤井下組 1036-1 (いずみ保育園内)	30名	565-3363
いずみ学童クラブ2	藤井下組 1036-1 (いずみ保育園内)	30名	565-3363

★問合せ：児童保育課 児童保育係



【中学校】



中学校

市内には、公立中学校が3校あります。

市内各中学校の所在地・電話番号・通学区は以下のとおりです。

学校名	所在地	電話番号	通学区
西中学校	羽生120	561-0161	中央1.2.3(一部).4丁目・西1.4.5丁目・北1.2.3丁目・東2.3.4丁目・羽生・上新郷・下新田(一部)・上岩瀬・桑崎・上川俣・稲子・本川俣・小須賀
南中学校	中岩瀬226	563-0253	中央3(一部).5丁目・南1~8丁目・西2.3丁目・東1.5~8.9(一部)丁目・上羽生・南羽生1(一部).3(一部).4丁目・下新郷・下新田(一部)・下川崎・上川崎・須影・砂山・加羽ヶ崎・秀安・下羽生・中岩瀬・下岩瀬・小松・小松台1.2丁目・川崎1.2丁目
東中学校	今泉1448	565-3741	東9(一部)丁目・南羽生1(一部).2.3(一部)丁目・今泉・発戸・藤井上組・藤井下組・尾崎・北袋・上手子林・下手子林・中手子林・神戸・町屋・北荻島・三田ヶ谷・弥勒・喜右工門新田・与兵工新田・日野手新田・上村君・下村君・堤名・常木・大沼1.2丁目

★問合せ：学校教育課 学事指導係



【子育ての悩み相談】



こども家庭センター

令和6年4月より、こども家庭課窓口で、市内にお住まいの18歳未満のお子さんとその保護者、及び妊婦さんの相談を受け付けます。また、関係機関と連携して子育て等に関する支援を行います。

◎相談時間 平日 午前8時30分～午後5時15分まで

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



家庭児童相談室

お子さんについての心配ごと、育児の悩み、家族関係などの相談を受け付けます。

◎相談時間 平日 午前9時～12時、午後1時～4時

◎場 所 市民プラザ 地下1階 家庭児童相談室

★問合せ：(家庭児童相談室) 048-562-4400



児童相談ダイヤル

児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく <189>

虐待かもと心配なとき、児童相談所につながり相談できる全国共通の電話番号です。



親と子どもの悩みごと相談@埼玉(LINE相談)

子育ての不安や親子関係など保護者の方の悩み、家族からの虐待に関する子どもの皆さんの悩みなどLINEで気軽に相談ができます。

◎相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※埼玉県ホームページから登録できます。

※匿名相談可、秘密厳守。



子どもスマイルネット

子ども(原則18歳未満)に関わるすべての悩みについて、県民の方から電話相談を受ける窓口です。子育ての悩みやしつけの問題から、いじめや体罰などあらゆる相談に応じます。

◎相談時間 平日 午前10時30分～午後6時(祝祭日・年末年始は除く。)

★電話相談窓口：048-822-7007



上手にほめる子育て練習講座

「子どもが言うことを聞かず、子どもを怒鳴ったり叩いたりしてしまう。叱る回数を減らしたい。」という悩みを持つ親御さん必見!

上手にほめて、子どものやる気を引き出す子育ての方法を練習します。

開催日程は広報はにゅう等をご覧ください。

★問合せ：児童保育課 児童保育係またはこどもひろば

【ひとり親家庭等の支援】



児童扶養手当

父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方や、父または母に一定の障がいのある児童を養育している方に、児童が18歳の誕生日後の最初の3月31日(児童が政令で定める一定の障がいがあるときは20歳未満)まで支給します。

ただし、所得(扶養義務者含む)が一定額以上の場合は、一部支給停止、全額支給停止の場合があります。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



ひとり親家庭等医療費助成制度

母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に障がいがある家庭の親と児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、障がいのある児童は20歳未満)にかかる医療費の一部負担金を助成します。

※ただし、所得(扶養義務者含む)が一定額以上の場合は、助成が受けられない場合があります。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



羽生市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

市内にお住まいのひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、資格や技能を身につけるために指定された講座を受講した場合、支払った受講料の一部を支給します。

◎給付金額 修了した講座の受講料60%(上限20万円)

※12,000円を超えない場合は支給されません。

※事前相談が必要です。事前相談をしないで申請した場合は原則として給付金は支給されません。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



羽生市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

市内にお住まいのひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが就職に必要な資格を取得するための修業中(6月以上)の期間、訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。

◎対象資格 ①看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格

②デジタル分野等の民間資格(シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格など)

◎訓練促進給付金支給額 市民税非課税世帯の場合 月額：100,000円

市民税課税世帯の場合 月額：70,500円

※養成機関での課程修了までの最終12カ月間は、上記月額に40,000円が加算されます。

◎修了支援給付金支給額 市民税非課税世帯の場合 50,000円

市民税課税世帯の場合 25,000円

※事前相談が必要です。事前相談をしないで申請した場合は原則として給付金は支給されません。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



養育費公正証書等作成促進事業

令和4年4月より、ひとり親家庭の養育費の取り決めに関し、公正証書等（強制執行認諾条項付き）作成に係る本人負担費用を補助します。（上限3万円）

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係

【障がいのあるお子さんのために】



身体障害者手帳

視覚・聴覚・肢体・内臓機能等に永続する障がいがある方で、埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて身体障がい者と認定された方に交付されます。その認定された等級等により、補装具費の支給、旅客運賃（電車、バス、タクシー等）の割引、税の控除、減免、重度心身障がい者医療費助成等を受けることができます。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



療育手帳

児童相談所において、知的機能に障がいがあると判定された方に交付されます。判定された障がい等級等により、旅客運賃（電車、バス、タクシー等）の割引、税の控除、減免、重度心身障がい者医療費助成等を受けることができます。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



精神障害者保健福祉手帳

精神疾患により、長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されません。

その認定された障がい等級等により、旅客運賃（電車、バス、タクシー等）の割引、税の控除、減免、重度心身障がい者医療費助成等を受けることができます。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



障害児福祉手当

在宅（自宅）の重度障がい児の方で身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部、療育手帳①、または同等程度の精神障がい等のある方に支給されます。ただし、扶養義務者の所得により支給が停止される場合があります。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



在宅重度心身障がい者手当

在宅(自宅)で生活している重度の障がい者(身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳[Ⓐ]、A、精神障害者保健福祉手帳1級)のうち非課税の方に月額5,000円が支給されます。ただし、障害児福祉手当と重複して受給はできません。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



障がい福祉サービス

身体、知的、または精神に障がいがある児童に対し、児童発達支援、放課後等デイサービスや短期入所等のサービスを支給します。
原則1割の自己負担があります。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



重度心身障がい者医療費

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳[Ⓐ]、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級の方の医療費(保険診療分)の一部を支給します。
※ただし、本人の所得が一定額を超えると、超えた年度は支給停止となります。

★問合せ：社会福祉課 障がい福祉係



特別児童扶養手当

身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部、療育手帳[Ⓐ]、A、Bまたはそれらと同等程度の精神障がい等のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。
※ただし、所得(扶養義務者含む)が一定額以上の場合は、全額支給停止の場合があります。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係

【参考】



羽生市子育てアプリ

子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理、イベントや健康診査、育児教室などの市の子育て情報の配信など、便利な機能が盛りだくさんです。

利用は無料で、下のコードからダウンロードできます。(アプリ名：羽生市子育てアプリ)

※データ通信料は、自己負担となります。

★問合せ：こども家庭課 母子保健係



App Store 用



Google Play 用



WEB 用





パパ・ママ応援ショップ

妊娠中の方や高校生までのお子さんがあるご家庭の方が、協賛ステッカーを掲げる県内全域の店舗・施設に優待カードを提示することで、その店舗・施設の定めたサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。

優待カードは、埼玉県 LINE 公式アカウント「埼玉県庁」で利用できる LINE 版 と、市役所窓口で配布の紙版の2種類あります。

★問合せ：こども家庭課 こども家庭係



優待カード



協賛店ステッカー

《LINE 版をご利用ください！》

令和4年12月14日より、パパ・ママ応援ショップ優待カードのLINE版が利用可能となっています。新カードへの切替の際に更新が不要ですので、ぜひご利用ください。また、協賛店の検索方法については、「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」をご参照ください。



埼玉県 LINE 公式アカウント
アカウント名：埼玉県庁



埼玉県 結婚・妊娠・
出産・子育て応援公式サイト



休日当番医

羽生市医師会では、急患に限り、在宅当番医による診察を行っています。

※担当医は広報はにゅう、羽生市ホームページ、羽生市医師会ホームページで、お知らせしていますので、ご確認ください。

◎診察日・時間 日曜・祝休日 午前9時から午後5時



こども医療でんわ相談

子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

◎ 電話番号 #8000（一般ダイヤル回線 048-833-7911）

◎ 利用時間 年中無休 24 時間相談対応



埼玉県救急電話相談(大人・小児)

◎ 電話番号 #7119（一般ダイヤル回線 048-824-4199）

◎ 利用時間 年中無休 24 時間相談対応



市内の医療機関一覧



《病院》

名称	所在地	電話番号
池沢神経科病院	下新郷 551	561-2721
栗原眼科病院	下岩瀬 289	562-0070
羽生総合病院	下岩瀬 446	562-3000

《診療所》

名称	所在地	電話番号
新井整形外科	藤井上組 1009	563-2326
いしばし糖尿病内分泌内科クリニック	下手子林 1448	594-9336
池沢小児科医院	神戸 1269-1	561-5665
今成医院	下川崎 818	561-2317
漆原医院	下新郷 1035-3	562-1551
太田整形外科クリニック	南 2-20-22	562-6700
柿沼クリニック	南 4-7-26	561-0241
神山クリニック	上手子林 62-2	565-1802
こぼり皮膚科クリニック	東 6-1-15	560-1655
清水内科クリニック	南羽生 3-7-14	562-2501
つばさ訪問ケアクリニック	中央 3-2-23	561-0283
出井医院	下羽生 211-1	561-0411
富田脳外科クリニック	南 3-3-11	563-0050
中原整形外科医院	南 4-2-8	561-0758
中村レディースクリニック	中岩瀬 612	562-3505
なかむら皮膚科クリニック	東 5-17-31 スポーツフィールド羽生 2 階	562-5454
萩原医院	西 4-1-6	561-0976
羽生アイクリニック	川崎 2-281-3 イオンモール羽生 1 階	560-0164
平野医院	中央 4-1-20	561-0672
平野クリニック	東 7-8-6	563-2841
ひらの内科胃腸科	藤井上組 858-1	560-1385
メディモ・羽生内科	川崎 2-281-3 イオンモール羽生 1 階	580-5558
山田クリニック	上新郷 5939	561-0177
よしだ耳鼻咽喉科	東 5-17-27 ASUKA ビル 3 階	560-3387
渡辺医院	北 1-5-13	561-0021
渡辺小児科内科医院	北 3-12-3	561-8230
わたなべ耳鼻咽喉科クリニック	藤井下組 146-1	566-3387

《歯科医院》

名称	所在地	電話番号
阿部歯科医院（歯・小児・口外・矯）	東3-32-32	561-0837
新井歯科クリニック（歯・小児・口外）	南8-2-4	563-3200
えもり歯科クリニック（歯・小児・口外・矯）	南5-2-34	560-5771
角田歯科医院（歯・小児・矯）	中央5-10-3	561-0654
木村歯科医院（歯）	中央2-7-10	561-0808
斎藤歯科医院（歯・小児）	桑崎777-1	561-5580
しのはら歯科医院（歯）	北1-10-24	560-1766
すみれ歯科医院（歯）	藤井上組1013-8	562-5522
たかは歯科医院（歯）	上新郷5708-6	577-7811
たなか歯科医院（歯、小児、矯、口外）	南3-2-10	561-0338
つのだ歯科医院（歯・小児）	南羽生3-12-13	563-1010
都丸歯科医院（歯・小児・口外）	南羽生1-13-10	563-5566
永田歯科クリニック（歯）	南1-11-41	563-3163
野本歯科医院（歯・小児）	藤井上組137	565-3700
萩原歯科医院（歯）	下岩瀬263-1	563-1026
羽生歯科クリニック（歯・矯）	中央1-3-7	560-3333
羽生総合病院（口外）	下岩瀬446	562-3000
羽生中央歯科医院（歯）	中央3-4-7	561-8950
羽生デンタルクリニック（訪問歯科）	中央2-1-7 田中ビル2階201号室	562-2500
羽生リボン歯科・矯正歯科（歯・小児・矯・口外）	川崎2-281-3 イオンモール羽生1階メティモ羽生内	560-5135
ヒガシヤ増田歯科医院（歯・小児）	東8-1-2	561-4786
古市歯科医院（歯・小児）	北1-4-10	561-0024
フォルテはにゅうモール歯科 （歯・小児・口外・矯）	小松406-1 ヘルクフォル テ羽生岩瀬店 敷地内	577-7383
松村歯科医院（歯・小児）	上手子林74-10	565-4130
鎗田歯科医院（歯）	上新郷5555-2	561-0538
横田歯科医院（歯）	中央1-7-8	563-1132
吉澤歯科医院（歯・小児）	南3-3-1	563-3900
よしの歯科医院（歯・小児・矯・口外）	北袋13-1	563-3770

《保険薬局》

名称	所在地	電話番号
アイン薬局羽生店	上岩瀬 529	501-7052
飛鳥薬局上新郷店	上新郷 5938-2	560-0606
飛鳥薬局羽生店	東 5-17-27 ASUKA ビル 1 階	560-4025
飛鳥薬局羽生西口店	南 2-20-6-101	598-6475
飛鳥薬局羽生南店	南 3-3-14	594-8571
イオン薬局羽生店	川崎 2-281-3	560-0440
ウエルシア薬局イオンモール羽生店	川崎 2-281-3 イオンモール羽生 1 階	560-2191
ウエルシア薬局羽生下岩瀬店	下岩瀬 298	560-0843
クオール薬局羽生中央店	南 5-3996-1	561-5277
クオール薬局羽生東店	藤井上組 874-3	560-3470
CMS さくら草薬局	下川崎 511-3	560-1650
日本調剤 羽生薬局	下岩瀬 508-3	598-3660
のぞみ薬局	北 3-11-1	562-5558
ひかり薬局	下新郷 1054-2	560-3309
ひまわり薬局	藤井下組 147-4	565-5526
ファーコス薬局つばめ	東 7-7-9	562-7070
富士薬局羽生店	下岩瀬 290	560-4088
南羽生薬局	南羽生 3-7-12	580-6722
モトマチ薬局	南 7-12-1	561-9662
有限会社松本薬局	中央 3-5-19	561-0039

《施術所》

名称	所在地	電話番号
きのぼり整骨院	東 1-1-56	594-7255
げんき堂整骨院	川崎 2-281-3	562-4127
小林整骨院	西 4-16-15	561-5669
齋藤接骨院	中央 5-2-32	561-0657
瀬山鍼灸按摩マッサージ	下手子林 2426	565-2532
出井接骨院	東 6-16-25	598-7740
羽生えがお整骨院	東 7-11-1	514-0373
富士はり灸接骨院	稲子 36-1	561-5544
フレンド接骨院	下岩瀬 109	594-8001
南羽生なかむら治療院・整骨院	南羽生 3-7-20	563-1575
やわら接骨院	南 7-1-15-102	597-6387

医療費助成制度を守るために



- かかりつけ医を持ちましょう
- 安易な重複診療は控えましょう
- できるだけ診療時間内に受診しましょう
- 健康管理を心がけましょう

★本当に必要な時に医療費助成制度を利用できるように、できることから行動していきましょう！